

令和6年10月4日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う
令和6年度における請求事務の取扱いについて（その2）

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、日本医師会より通知がありましたので情報提供いたします。

本事務連絡は、本年3月末で終了となった新型コロナウイルス感染症の治療薬及び入院医療費の公費支援の特例措置について、やむを得ず請求事務が所定の時期に間に合わなかった場合の対応は令和6年度限りとなっており、各都道府県における執行手続きの関係上、令和7年1月診療分の請求時期が最後の機会となるため、現時点で必要な請求事務が終了していない場合には、当該請求時期までに必ず請求事務を行うよう連絡するものです。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html



大阪府医師会・地域医療1課
(06-6763-7012)